

最高裁総三第160号

(訟いー01)

令和4年7月21日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 小野寺 真 也

電子速記タイプライターを利用した事務の運用について

(通達)

裁判所速記官が電子速記タイプライターを利用して速記をした場合における速記原本の整理並びに保管及び廃棄について下記のとおり定めましたので、平成10年3月20日付け最高裁総三第56号総務局長通達「裁判所速記官による速記に関する事務の運用について」（以下「速記通達」という。）の定めにかかわらず、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 速記原本の整理の特則

- (1) 電子速記タイプライターを利用して速記をした場合における速記通達記第3の1に定める速記原本の整理は、電子速記タイプライターにより作成された速記符号の情報が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「速記符号ファイル」という。）をもって行うことができる。この場合には、速記通達記第3の1の(2)に

定める記載及び記名押印に代えて、速記符号ファイルに裁判所名、事件番号、速記年月日、速記事項及び速記をした裁判所速記官の氏名を含む名称を付さなければならない。

(2) (1)に定める方法により速記原本の整理を行った場合において、速記原本を調書の一部として引用添付するときは、改めて速記通達記第3の1に定める方法により速記原本の整理を行い、当該速記原本を引用添付しなければならない。

2 速記原本の保管及び廃棄の特則

1の(1)の定めにより速記符号ファイルをもって速記原本の整理を行った場合には、速記通達記第3の2の(1)に定める速記原本の保管は当該速記符号ファイルの保管をもって行い、同(3)に定める速記原本の廃棄は当該速記符号ファイルの消去をもって行う。ただし、1の(2)の定めにより速記原本の整理を行った以後は、この限りでない。

付 記

この通達は、令和4年8月1日から実施する。